

## 廃棄物処理アドバイザー事業について

平成31年4月1日

公益社団法人栃木県産業資源循環協会

ダイコー事件を発端に、排出者責任が強化され、廃棄物処理法第12条第7項に委託先の処理の状況を確認する努力規定が定められました。当協会では排出事業者の確認事務の支援を行うこと等を目的に、排出者等から、「廃棄物処理アドバイザー事業」を受託し実施いたします。具体的な事業の内容は次のとおりです。詳細につきましては、当協会までご連絡ください。TEL028-612-8016

### 1 事業の内容

- (1) 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）
- (2) マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- (3) 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
  - ・環境省通知等を参考として、処理状況を確認する（平成20年5月16日付環廃産第080516001号、平成29年6月20日環廃産発第1706201号等）。
  - ・基本的には排出事業者の同行を求める（処分業者が協会員の場合は同行を必要としない）。
  - ・事業場に出向く際には、処分業者に事前通告し、業者の了解のもと行う。また、必要な書類の準備を要請する。
  - ・指摘事項等がある場合は、受託者が処分業者に確認し、その結果等を互いに文書で残す。
- (4) (1) から (3) の確認の結果、廃棄物処理法等に抵触することや望ましいことについては、排出事業者に伝え、改善されるまで助言を行う。
- (5) (1) から (3) までの業務のほか、廃棄物処理に係る関係法令、県要綱に係る相談等についても、適切に助言する。
- (6) 従業員等の廃棄物処理に係る知識向上、廃棄物処理施設の更新、増設等の手続きについて、指導助言を行う。

2 契約期間は、1年間とする（(1)～(3)は年に1回、(5)、(6)は常時対応）。

3 受託料金は、1事業所、年間10万円を基本（会員・賛助会員は5万円）とし、処分委託先の処分業者数等により協議する。（事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途委託者に請求）。

4 報告書は、上記1(1)～(3)が終了した時点から1か月以内に提出する（指摘事項等については、都度速やかに排出事業者に報告する）。

5 事業実施中に発生した疑義については、互いに順法精神、適正処理を優先して協議する。

○ 廃棄物アドバイザー事業始めます

# 廃棄物の処理状況を確認して頂けますか？

ダイコー事件をきっかけに、廃棄物処理法第12条第7項に規定されている処理状況確認等の排出者責任が改めて重要視されました。



- 処理施設を見てきたけど、行くだけでいいのかな
- 量が少ないけど、行かなくてはいけないのかな
- 排出事業者が大勢で来るけどどう説明したらいいかな
- 処理施設を増設、更新するにはどうすればいいかな
- 従業員に廃棄物の知識を身に付けさせるには

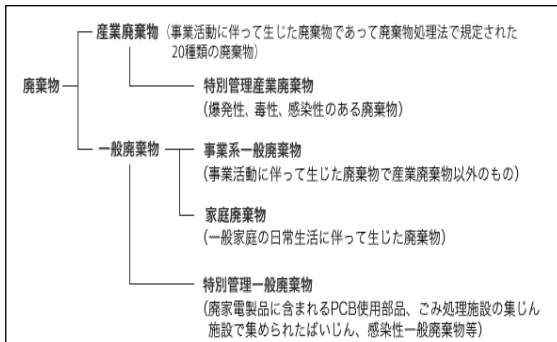
⇒こんな皆様の声に、協会がお応えします。

⇒委託契約書の記載事項の確認、マニフェストの運用状況や廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況確認の助言、支援を行います。

⇒処理施設を増設、更新等の手続きの指導、助言を行います。

⇒料金は、年間10万円(産業資源循環協会会員は5万円)です。

(廃棄物の分類)



(問合せ先)

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F

公益社団法人栃木県産業資源循環協会

電話 028-612-8016

FAX 028-612-8017

E-mail info@tochigi-sanpai.or.jp